

令和5年第5回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

令和5年11月27日（月曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第54号 弾正幼稚園の改築移転に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第5 議案第55号 本巢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第56号 空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第7 議案第57号 人事院勧告等に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第8 議案第58号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第59号 本巢市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第60号 本巢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第61号 指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第62号 物品売買契約の締結について（新庁舎ネットワーク機器一式）
- 日程第13 議案第63号 土地の処分について（温井地区企業用地）
- 日程第14 議案第64号 市道路線の認定について
- 日程第15 議案第65号 令和5年度本巢市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第16 議案第66号 令和5年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 議案第67号 令和5年度本巢市企業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 議案第68号 令和5年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 議案第69号 令和5年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第20 議案第70号 令和5年度本巢市下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第21 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（16名）

1番	吉村知浩	2番	高橋知子
3番	瀬川照司	4番	飯尾龍也

5番 片岡孝一
7番 寺町茂
9番 高橋勇樹
11番 高田浩視
13番 鏝本規之
15番 道下和茂

6番 高橋時男
8番 澤村均
10番 今枝和子
12番 河村志信
14番 臼井悦子
16番 大西徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	久富和浩
教育長	川治秀輝	総務部長	村澤勲
企画部長	林玲一	市民環境部長	青木竜治
健康福祉部長	小椋真二	産業建設部長	高木孝人
林政部長	高井和之	上下水道部長	谷口博文
教育委員会 事務局長	瀬川清泰	会計管理者	川口直紀

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	大久保守康	議会書記	山本憲
議会書記	廣瀬知倫	議会書記	後藤謙治

開会の宣告

○議長（大西徳三郎君）

ただいまから令和5年第5回本巣市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大西徳三郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号2番 高橋知子君と3番 瀬川照司君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（大西徳三郎君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月19日までの23日間とし、11月28日から12月6日、12月9日から12月18日までを休会にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、先ほど申し述べたとおりと決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（大西徳三郎君）

日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、私より報告をいたします。

それでは、会議等につきまして報告させていただきます。

最初に、10月16日、会期を1日とし、令和5年第2回岐阜地域児童発達支援センター組合議会定例会が岐阜市役所において開催されました。会議では、初めに議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定、議長の選挙を行い、議案の審議に入りました。

提出された議案は、令和4年度岐阜地域児童発達支援センター組合一般会計歳入歳出決算認定についての1件であり、監査委員の審査意見を受けた後、審査を行いました。審査の結果、原案のとおり認定されました。

続きまして、11月7日に大垣市の大垣フォーラムホテルにおいて開催されました第302回東海市

議会議長会理事会に出席しましたので、報告いたします。

会議では、会務報告についての報告を受け、続いて議案の審議に入り、各県から提出された議案4件並びに議長会会計補正予算及び議長会慶弔規程会計補正予算の2件の議案について、原案のとおり決定されました。その後、全国市議会議長会第115回評議員会への提出議案及び次期理事会開催市の決定について協議し、原案のとおり決定いたしました。これにより、理事会の次期開催市については、稲沢市となっております。

続きまして、11月9日に都内の都市センターホテルにおいて開催されました全国市議会議長会第233回理事会及び第115回評議員会合同会議に出席しましたので、報告をいたします。

会議では、一般事務及び各委員会、特別委員会についての報告を受け、続いて議案審査に入り、評議委員会の各部会提出議案16件及び会長提出議案5件の議案について、原案のとおり決定をいたしました。その後、地方議会に関する地方自治法改正を踏まえた主権者の教育の推進に関する決議、令和4年度本会会計決算及び令和6年度本会一般会計予算の見通しについての協議をし、原案のとおり決定いたしました。

なお、今後の委員会の開催は2月8日に、また全国市議会議長会第100回定期総会は5月22日に開催する予定となっております。

以上で会議についての報告を終わります。

次に、議会だより編集特別委員会及び庁舎整備検討特別委員会の報告をそれぞれお願いいたします。

委員長 白井悦子さん。

○議会だより編集特別委員会委員長（白井悦子君）

皆さん、おはようございます。

では、よろしく申し上げます。

初めに、議会だより編集特別委員会から報告いたします。

議会だより第80号につきましては、11月1日付で発行し、既に市内の各家庭に配付されているところであります。

掲載内容につきましては、9月に開かれました第4回定例会の内容が主なものとなっております。表紙には、中学生のジュニア防災リーダーが企画した新種目、防災安全リレーでもとまるを担架で運ぶ参加者、真正地域市民運動会の写真を掲載しました。2ページからは、副議長挨拶、議会構成、第4回定例会で議決された補正予算の内容と主な議案について、審議結果及び各議員の表決、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書、代表質問、一般質問、議員活動日誌、委員会活動、行政視察、議員研修の順に掲載しました。

今回は、令和5年9月29日、10月2日、10月6日、10月12日の計4回の委員会を開催いたしました。

次回の議会だよりについては、第5回定例会の内容を主なものとして、令和6年2月1日発行予定です。

以上、議会だより編集特別委員会からの報告を終わります。

次に、庁舎整備検討特別委員会の委員長報告を行います。

11月14日午前9時から本庁舎3階第1委員会室において令和5年第4回の庁舎整備検討特別委員会を開催しましたので、報告いたします。

協議事項として、新庁舎整備事業について協議しました。内容としましては、本巢市役所新庁舎整備工事に係るインフレスライドの影響による工事契約の変更について、執行部より報告を受けた後、協議を行いました。

会議では、委員から、物価上昇に係る今後の影響について、工事変更に係る今後の予定についてなどの質疑と協議を行った後、工事契約の変更については執行部の説明のあったとおりました承し、この2億4,222万円の変更契約の議案を議会に上程すること、また今後、物価上昇などの理由により変更が必要となった場合は委員会を開催して協議を行うこととし、以上2点について採決を行った結果、全会一致で承認することを決定しました。

以上、庁舎整備検討特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

次に、もとす広域連合議会の報告をお願いします。

10番 今枝和子さん。

○10番（今枝和子君）

それでは、もとす広域連合議会の報告をさせていただきます。

令和5年第2回もとす広域連合議会定例会が、会期を10月19日から10月30日までの12日間として、本巢市役所真正分庁舎3階議場において開催されました。

今定例会では、閉会中に欠員となっていた議会運営委員会副委員長並びに総務介護常任委員会委員長及び副委員長の選任が行われました。

定例会に提出された議案は、人事案件1件、条例改正1件、令和4年度決算認定3件、令和5年度補正予算3件の計8件でした。

人事案件1件については、もとす広域連合監査委員の選任についてであり、審議の結果、原案のとおり同意されました。

次に、条例改正1件については、もとす広域連合老人福祉施設大和園条例の一部を改正する条例についてであり、所管する常任委員会において審査が行われ、その後、本会議において審議され、原案のとおり可決されました。

次に、令和4年度一般会計、介護保険特別会計、老人福祉施設特別会計の決算認定3件については、それぞれ所管する常任委員会において審査や協議が行われ、その後、本会議において審議され、原案のとおり認定されました。

次に、令和5年度一般会計、介護保険特別会計、老人福祉施設特別会計の補正予算3件についても、それぞれ所管する常任委員会において審査や協議が行われ、その後、本会議において審議され、原案のとおり可決されました。

以上、もとす広域連合議会の報告とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

次に、市長より行政報告をお願いいたします。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは行政報告を申し上げたいと思います。

初めに、新型コロナウイルス感染症への対応につきまして御報告を申し上げます。

5月8日に感染症法上の位置づけが5類感染症へ引き下げられてから5か月が経過し、岐阜県による新規感染者数の把握は、国から指定されました県内87の定点医療機関で新規感染者数を確認し、1週間に1回公表することになりました。これによりますと、11月6日から12日までの1週間当たりの新規感染者数は1医療機関当たり平均で3.01人でしたが、11月13日から19日までは2.77人と、前週に比べて減少しております。これから本格的な冬を迎えるに当たり、過去3年においても冬に感染が拡大していること、年末年始を迎え人の集まる機会が一段と増えること、新型コロナと季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されることなどから、感染拡大防止のため、マスク着用や手洗いなどの基本的な感染対策を取っていただくよう市民の皆様をお願いをし、職員には手洗いなどの手指衛生や換気を推奨し、高齢者などの重症化リスクの高い方や市民への感染を防ぐため、窓口等での対面による業務につきましてはマスクを着用し、引き続き感染防止に努めてまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチンの接種の状況でございます。

市内11の医療機関におきまして、9月20日から開始しております令和5年秋開始接種では、乳幼児から高齢者まで、流行の主流株であるオミクロン株XBB.1.5対応1価ワクチンでの接種となっており、11月12日現在でございますが、3,938人、接種率11.9%の市民が接種を済ませております。対象者は3万3,016人でございます。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に引き下げられて以降、国費によるワクチン接種事業は徐々に縮小傾向となり、令和6年度以降のワクチン接種事業の方向性につきましては現在まで国より示されておりませんが、今後も引き続き、国や県の動向を注視し、万全を期して予防接種事業に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、東海環状自動車道西回りルート of 整備状況につきまして御報告を申し上げます。

まず初めに、岐阜国道事務所の工事でございますが、（仮称）本巢PA周辺の工事としましては、本線部並びにパーキング部の盛土工事は、早野地区側を除いて完了に至っております。令和5年度は、残っている本線部、早野地区の盛土や擁壁の工事を行いつつ、側道部を仕上げる工事を実施しており、現在は立入防止柵の施工をしているとお聞きしております。

続きまして、（仮称）糸貫IC周辺の工事でございますが、盛土工事は完了しております。令和5年度は、残っている調整池も含めた排水施設や側道部の工事を実施しており、現在は排水施設の施工をしているとお聞きしております。

次に、中日本高速道路株式会社の工事でございますが、下部工工事では、橋梁の橋脚・橋台、計

201基のうち188基、及び船来山のトンネル本体工事は完成しており、残すは七五三及び早野地区での施工となります。

また、上部工工事では、溝口及び竹後地区での架設工事が順調に進んでおり、七五三から上保地区においても架設工事が順次行われ、設備等工事も順調に契約が行われるなど、各種工事が着々と進んでおります。

残りの舗装工事等につきましても、令和6年度当初までに契約していく予定であるとお聞きしております。

なお、今後予定されている工事につきまして、岐阜国道事務所においては、現在のところ新規の発注予定はありませんが、工事の進捗次第では新たな発注を検討するとお聞きしております。

また、中日本高速道路株式会社においては、舗装工事2件、標識工事1件及び設備等工事1件の計4件の工事を令和6年度当初までに契約する予定とお聞きしております。

いずれにいたしましても、早期にこの東海環状自動車道の整備が完了いたしますよう、引き続き、市としても地元調整や工事施工に係る関係部署との調整など、事業推進に万全の協力体制を整えるとともに、東海環状自動車道の整備効果を十分に発揮できるように、インターチェンジへのアクセス道路の整備を県と共に進めるなど、新たな企業誘致や地域活性化に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

次に、庁舎整備事業につきまして御報告を申し上げます。

さきの令和5年第4回定例会の報告以降の進捗状況でございますが、昨年9月に発注いたしました本巣市新庁舎建設工事につきましては、順調に工事を進めており、現在は内装工事におけるサッシ、耐火処理、間仕切り、天井などを進めております。今後は、内装工事の仕上げ、機械設備などの設置へと進めてまいります。

10月末時点の進捗率は50.35%で、計画どおり進捗しており、今後も予定する工程に遅れが出ないよう、適切な進捗管理を行ってまいります。

また、新庁舎外構工事につきましても庁舎建設と並行して着実に進めており、工事進捗率としては、10月末時点で28.50%となり、おおむね計画どおり進めております。

さらに、新庁舎屋外トイレ設置工事につきましても、順調に工事を進めており、現在は建方コンクリートの型枠の脱型を完了し、サッシ取付け、機械及び電気の配管へと進めており、10月末時点で63.5%となり、こちらの工事につきましても計画どおり進めております。

次に、本巣市新庁舎周辺道路整備工事につきましては、舗装工事を令和5年10月に発注し、年度末までの完成へと進めてまいります。

このほかにも、新庁舎議会システム整備工事や、防災行政無線（同報系・移動系）設備更新及び移設工事、新庁舎外構舗装工事、新庁舎外構植栽工事を順次発注しており、新庁舎完成及び開庁に向けまして計画どおり工事を進めてまいります。

次に、今年度の市の表彰につきまして御報告を申し上げます。

市の表彰は、市政の振興に寄与され、多大な御貢献をされた方々を対象に、毎年度表彰させてい

ただいております。

今年度は、去る11月1日に表彰式を挙行し、功労者表彰として社会福祉功労の6名の方と体育功労の5名の方に、また善行者表彰として、多額の御寄附をいただきました個人1名の方と2団体の方に、それぞれ表彰状等を贈呈いたしました。

次に、災害時等におけるドローンを活用した支援活動に関する協定と、包括連携及び損害調査結果の提供・利用に関する協定を締結いたしましたので御報告を申し上げます。

初めに、一般社団法人DPCA及び一般社団法人地域再生・防災ドローン利活用推進協会との間で、災害時等におけるドローンを活用した支援活動に関する協定を10月25日に締結いたしました。この協定の締結により、災害発生時等に職員が立ち入ることができない場所について、ドローンを活用し、空撮による被害情報の収集、被災者の捜索や救助などの支援を受けることができるようになりました。

次に、三井住友海上火災保険株式会社との間で、包括連携に関する協定と、損害調査結果の提供及び利用に関する協定を11月24日に締結いたしました。包括連携協定では、相互の連携を強化し、地域の一層の活性化及び住民サービスの向上を図ることを目指して、損害保険事業の強みとされている防災分野のみでなく、SDGsの推進や子育て支援、健康増進、高齢者・障がい者への支援など、多岐にわたる施策への協力が期待されるところでございます。

また、損害調査結果の提供及び利用に関する協定の締結により、同社が行いました住家の被害調査に関するデータや情報を市に提供いただくことで罹災証明書を遅滞なく発行できるようになり、水害により生活基盤に被害を受けた住民の方々が、生活再建の準備を迅速に進めることができるようになりました。

今後も、市民の皆様の安全・安心を確保するために、様々な取組を進めてまいりたいと考えております。

最後に、令和5年第2回西濃環境整備組合議会定例会が10月2日に開催されましたので、その概要につきまして御報告を申し上げます。

提出されました案件は、西濃環境整備組合議会議長選挙について、西濃環境整備組合議会副議長選挙について、令和4年度西濃環境整備組合一般会計歳入歳出決算の認定についての3件でございます。

まず、西濃環境整備組合議会議長選挙につきましては、選挙の結果、議長には大垣市議会議長の関谷和彦氏が選任されました。

次に、西濃環境整備組合議会副議長選挙につきましては、選挙の結果、副議長には大垣市議会副議長の空英明氏が選任されました。

最後に、令和4年度西濃環境整備組合一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額15億3,294万5,517円、歳出総額15億1,688万6,062円でございます。歳出の主なものは、じんかい処理費12億3,164万2,825円及びごみ焼却施設整備等に係る地方債の元利償還に伴う公債費1億9,333万5,000円でございます。歳入歳出差引残額は1,605万9,455円でありました。また、監査委員か

ら審査の結果について報告が行われた後、原案のとおり認定されましたので御報告を申し上げます。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第54号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第4、議案第54号 弾正幼稚園の改築移転に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第54号 弾正幼稚園の改築移転に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございます。

弾正幼稚園の改築移転に伴い、園舎の位置を変更することから、関係条例を改正するため、この条例を定めるものでございます。

詳細につきましては、教育委員会事務局長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第54号の補足説明を瀬川教育委員会事務局長に求めます。

瀬川局長。

○教育委員会事務局長（瀬川清泰君）

議案第54号 弾正幼稚園の改築移転に伴う関係条例の整理に関する条例についてを補足説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要の1ページをお願いします。

1の制定趣旨です。弾正幼稚園の改築移転に伴い、現在の園舎の位置を変更するため、関係条例を改正するものでございます。

2の制定内容になります。(1)の第1条関係では、本巣市立幼稚園条例を、(2)の第2条関係では、本巣市立保育所条例を、(3)の第3条関係は、本巣市立幼稚園設置条例の、以上3つの条例に定められています弾正幼稚園の位置につきまして、「本巣市政田2206番地」を「本巣市国領148番地」に改めるものでございます。

3の施行期日になりますが、令和5年12月4日をお願いします。以上でございます。

○議長（大西徳三郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

13番 鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

今、説明があったとおり、住所変更のみの条例改正というふうに解釈してよろしいのか、お伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

瀬川局長。

○教育委員会事務局長（瀬川清泰君）

住所の位置の変更のみで改正でございます。

[挙手する者あり]

○議長（大西徳三郎君）

13番 鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

内容について、幼稚園の運営その他もろもろについてのことについては何ら触れていないとの説明でありましたので、了解をいたしました。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第54号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第54号は委員会付託を省略することに決定いたしました。これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。したがって、これで討論を終わります。

これより議案第54号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

お座りください。起立全員です。したがって、議案第54号 弾正幼稚園の改築移転に伴う関係条例の整理に関する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 議案第55号から日程第10 議案第60号まで（上程・説明・質疑・委員会付託）

○議長（大西徳三郎君）

日程第5、議案第55号 本巢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第10、議案第60号 本巢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは提案説明を申し上げます。

まず、議案第55号 本巢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第56号 空き家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございます。

空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の公布に伴い、関係条例を改正するため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第57号 人事院勧告等に伴う関係条例の整備に関する条例についてでございます。

令和5年8月の人事院勧告及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、関係条例を改正するため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第58号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方税法施行令が改正され、出産する国民健康保険被保険者について、産前・産後期間の保険税免除措置が新設されたことに伴い、所要の改正を行うため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第59号 本巢市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

農業集落排水事業について、公営企業会計へ移行し、地方公営企業法の規定を適用するため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第60号 本巢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため、この条例を定めるものでございます。

以上、詳細につきまして、議案第55号及び議案第56号は総務部長から、議案第57号は企画部長から、議案第58号は市民環境部長から、議案第59号は上下水道部長から、議案第60号は教育委員会事

務局長からそれぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第55号及び議案第56号の補足説明を村澤総務部長に求めます。
村澤部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、議案第55号 本巢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要の5ページをお開きください。

まず、改正の趣旨でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称マイナンバー法でございますが、これが改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正内容でございます。

第2条関係の定義につきましては、情報連携を行う特定個人情報を規定した別表第2が廃止され、政省令で定められるよう改正されたことに伴い、対象となる事務及び特定個人情報を新たに定義するものでございます。

第4条関係の個人番号の利用範囲につきましては、情報連携を行う特定個人情報を規定した別表第2が廃止され、政省令で定められるよう改正されたことに伴い、「別表第1」を「別表」に、「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改めるものでございます。

施行期日につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日でございます。

以上、議案第55号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第56号 空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案の概要の8ページをお開きください。

まず、制定の趣旨でございますが、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の公布に伴い、引用する条文を整理するため、関係条例を改正するものでございます。

次に、制定内容でございます。

本条例を制定することにより、2つの条例を改正するものでございます。

1つ目の条例改正は、本巢市空家等の適正管理に関する条例の一部改正でございます。いずれも、今回の法律改正により引用する条文を整理するものです。

第3条関係の所有者等の責務につきましては、市が実施する空き家等に関する施策に協力するよう努めていただくことを規定するもの、第4条関係の立入調査等につきましては、空き家等の所有

者等に対し、当該空き家等に関する事項に関し報告させることを規定するもの、第7条関係の措置命令等につきましては、命令対象者及び措置実施者を定義するとともに、命令対象者を確知できないときは、措置に要した費用を徴収する旨をあらかじめ告示する旨を規定するものでございます。

2つ目の条例改正は、本巢市空き家等対策協議会設置条例の一部を改正するものでございます。今回の法律改正により、法律の条が1条追加されたため、その条ずれを改正するものでございます。

施行日につきましては、公布の日でございます。

以上、議案第56号の補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第57号の補足説明を林企画部長に求めます。

林部長。

○企画部長（林 玲一君）

議案第57号 人事院勧告等に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

少し長くなりますが、よろしく願い申し上げます。

議案の概要の12ページをお開きください。

まず、1の制定の趣旨でございますが、国家公務員の給与の引上げ等を求めた令和5年8月の人事院勧告及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、本巢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例、本巢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、本巢市常勤の特別職職員の給与に関する条例、本巢市職員の給与に関する条例、本巢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例のそれぞれを改正するものでございます。

次に、制定の内容でございますが、第1条、第2条ともに本巢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてになりますが、太字で強調してありますのが改正箇所になります。

第1条につきましては、特定任期付職員の期末手当の12月期の支給割合を100分の175に引き上げ、年間の支給割合を3.40月に引き上げるものです。なお、適用につきましては、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものでございます。

第2条におきましては、その期末手当について、来年度の6月期、12月期の支給割合をそれぞれ100分の170とし、6月期及び12月期の支給割合が均等になるよう配分するもので、年間の支給割合の変更はございません。なお、適用につきましては、令和6年4月1日からの施行とするものでございます。

続きまして、13ページをお開きください。

第3条、第4条ともに、本巢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてになります。

第3条につきましては、議会議員の期末手当の12月期の支給割合を100分の227.5に引き上げ、年間の支給割合を4.45月に引き上げるものです。なお、適用につきましては、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものでございます。

第4条につきましては、その期末手当について、来年度の6月期、12月期の支給割合をそれぞれ100分の222.5とし、6月期、12月期の支給割合が均等になるよう配分するもので、年間の支給割合の変更はございません。なお、適用につきましては、令和6年4月1日からの施行とするものでございます。

続きまして、第5条、第6条ともに、本巢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正についてになります。

第5条につきましては、常勤の特別職の期末手当の12月期の支給割合を100分の227.5に引き上げ、年間の支給割合を4.45月に引き上げるものです。なお、適用につきましては、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものでございます。

第6条につきましては、その期末手当について、来年度の6月期、12月期の支給割合をそれぞれ100分の222.5とし、6月期及び12月期の支給割合が均等になるよう配分するもので、年間の支給割合の変更はございません。なお、適用につきましては、令和6年4月1日からの施行とするものでございます。

続きまして、14ページをお開きください。

第7条、第8条ともに、本巢市職員の給与に関する条例の一部改正についてになります。

第7条につきましては、一般職員等の期末手当、勤勉手当について、それぞれ次のとおり改正をいたします。

一般職の期末手当におきましては、12月期の支給割合を100分の125に引き上げ、これにより年間の支給割合を2.45月に引き上げ、勤勉手当におきましては、12月期の支給割合を100分の105に引き上げ、これにより年間の支給割合を2.05月に引き上げるものです。

特定管理職員の期末手当におきましては、12月期の支給割合を100分の105に引き上げ、これにより年間の支給割合を2.05月に引き上げ、勤勉手当におきましては、12月期の支給割合を100分の125に引き上げ、これにより年間の支給割合を2.45月に引き上げるものでございます。

また、表の欄外にございますが、別表第1、月例給の官民格差を解消するために、一般職大卒程度の初任給を1万1,000円、一般職高卒程度の初任給を1万2,000円引き上げ、若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減、段階的に減らさせる形で1,000円から1万2,000円の範囲で引き上げるものでございます。なお、適用につきましては、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものでございます。

続きまして、15ページをお開きください。

こちらにつきましては、再任用職員の期末手当、勤勉手当について、それぞれ次のとおり改正をいたします。

再任用の一般職員の期末手当におきましては、12月期の支給割合を100分の70に引き上げ、これにより年間の支給割合を1.375月に引き上げ、勤勉手当におきましては、12月期の支給割合を100分の50に引き上げ、これにより年間の支給割合を0.975月に引き上げるものでございます。

再任用の特定管理職員の期末手当におきましては、12月期の支給割合を100分の60に引き上げ、

これにより年間の支給割合を1.175月に引き上げ、勤勉手当におきましては、12月期の支給割合を100分の60に引き上げ、これによりまして年間の支給割合を1.175月に引き上げるものです。

なお、適用につきましては、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものでございます。

第8条関係といたしまして、本巢市職員の給与に関する条例の一部改正の第2条第1項、第30条第3項、第32条関係におきまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正によりまして手当の名称が変更になったことに伴いまして、改正するものでございます。

そのほか、一般職員等の期末手当、勤勉手当について、6月期及び12月期の支給割合が均等になるよう配分するもので、一般職の期末手当におきましては、6月期の支給割合を100分の122.5に引き上げ、12月期の支給割合を100分の122.5に引き下げ、6月期及び12月期の支給割合が均等になるよう配分するものでございまして、年間の支給割合の変更はございません。

勤勉手当におきましては、6月期の支給割合を100分の102.5に引き上げ、12月期の支給割合を100分の102.5に引き下げ、6月期及び12月期の支給割合が均等になるよう配分するものでございまして、年間の支給割合の変更はございません。

特定管理職員の期末手当におきましては、6月期の支給割合を100分の102.5に引き上げ、12月期の支給割合を100分の102.5に引き下げ、6月期及び12月期の支給割合が均等になるよう配分するもので、年間の支給割合の変更はございません。

勤勉手当におきましては、6月期の支給割合を100分の122.5に引き上げ、12月期の支給割合を100分の122.5に引き下げ、6月期及び12月期の支給割合が均等になるよう、こちらも配分するもので、年間の支給割合の変更はございません。

なお、適用につきましては、令和6年4月1日からの施行とするものでございます。

続きまして、恐れ入ります、16ページをお開きください。

再任用の期末手当の勤勉手当について、6月期及び12月期の支給割合が均等になるよう配分するものでございまして、再任用の一般職員の期末手当におきましては、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の68.75とし、6月期、12月期の支給割合が均等になるよう配分するもので、年間の支給割合の変更はございません。

勤勉手当におきましては、6月期、12月期の支給割合を100分の48.75とし、6月期、12月期の支給割合が均等になるようこちらも配分するもので、年間の支給割合の変更はございません。

再任用の特定管理職員の期末手当におきましては、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の58.75とし、6月期、12月期の支給割合が均等になるよう配分するもので、年間の支給割合の変更はございません。

勤勉手当におきましても、こちらも6月期、12月期の支給割合を100分の58.75とし、6月期及び12月期の支給割合が均等になるよう配分するもので、年間の支給割合の変更はございません。

なお、適用につきましては、令和6年4月1日から施行とするものでございます。

続きまして、第9条になります。本巢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一

部改正につきましては、第13条第1項及び第23条第1項関係におきまして、準用する本巢市職員の給与に関する条例の一部改正に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。なお、適用については、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものでございます。

最後になりますが、第10条、本巢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、第13条第1項及び第23条第1項関係におきまして、準用する本巢市職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。また、別表第1及び第2の会計年度任用職員の行政職及び医療職の給料表について、本巢市職員の給与に関する条例の規定に倣い、所要の改定を行うものでございます。なお、適用につきましては、令和6年4月1日からの施行とするものでございます。

以上、長くなりましたが、補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第58号の補足説明を青木市民環境部長に求めます。

青木部長。

○市民環境部長（青木竜治君）

それでは、議案第58号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明させていただきます。

お手元の議案の概要の63ページを御覧ください。

1. 改正趣旨でございますが、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が令和5年7月20日に公布されたことに伴い、地方税法施行令の一部が改正され、出産する国民健康保険の被保険者について、産前・産後期間における保険税の免除をする制度が創設されたため、所要の改正をするものでございます。

2. 改正内容でございます。第23条第3項関係でございます。保険税免除の対象を、出産被保険者に係る所得割及び出産被保険者均等割額とし、それぞれ各号に定める額を減額して得た額とするものでございます。

1号関係では、産前・産後期間を単胎妊娠では4か月、多胎妊娠では6か月と定め、併せて基礎課税額の所得割額から減額する額を、当該出産被保険者の基礎課税額の所得割の12分の1の額に産前・産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額とする旨を定めております。

第2号関係では、基礎課税額の被保険者均等割額から減額する額を、当該出産被保険者の基礎課税額の被保険者均等割額の12分の1の額に、産前・産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額とする旨を定めております。

第3号関係から第6号関係では、後期高齢者支援金等課税額の所得割額及び被保険者均等割額並びに介護納付金課税額の所得割額及び被保険者均等割額から減額する額を、基礎課税額と同等の手法で算出して得た額とする旨を定めております。

第24条関係では、出産被保険者が属する世帯の納税義務者が産前・産後期間の保険税の免除を受

けるために届出に必要な事項と、添付する書類を定めております。

3. 適用関係でございますが、施行期日は令和6年1月1日でございます。

また、改正後の本条例の規定は、令和5年度分の令和6年1月以後の期間におけるもの及び令和6年度以後の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の令和5年12月以前の分と令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしております。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第59号の補足説明を谷口上下水道部長に求めます。

谷口部長。

○上下水道部長（谷口博文君）

それでは、議案第59号 本巣市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要の68ページをお開きください。

1の改正の趣旨でございますが、平成31年、総務省通知において、農業集落排水事業については公営企業会計を適用する必要性が高いことから、都道府県及び人口3万人以上の市区町村については、拡大集中取組期間の翌年度である令和6年度までに公営企業会計へ移行することが必要とされていることから、令和6年4月1日から公営企業会計を適用するため、所要の改正を行うものでございます。

2の改正内容でございますが、本市では、令和2年度より公共下水道事業が下水道事業として地方公営企業法を適用しておりますので、農業集落排水事業の法適用に当たっては、既存の条例・規定に農業集落排水事業を追加するものでございます。

第1条関係として、下水道事業に農業集落排水事業を含めて定義することを定めるもの、第3条関係で、下水道事業の区域及び施設に本巣市農業集落排水処理施設条例第3条に定める処理区域及び施設を追加するものでございます。なお、農業集落排水事業の法適用に伴い関連する条例を改廃する必要が生じますが、本条例の附則において改廃をするものでございます。

3の適用関係としまして、施行期日は令和6年4月1日でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第60号の補足説明を瀬川教育委員会事務局長に求めます。

瀬川局長。

○教育委員会事務局長（瀬川清泰君）

議案第60号 本巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要の78ページをお開きください。

1の改正趣旨は、御覧のとおりでございます。要約いたしますと、市が条例で特定教育・保育施

設及び特定地域型保育事業の運営基準を定める際に、従うべき基準や参酌すべき基準を定める内閣府令の改正が行われたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

2の改正内容でございます。

(1)第15条関係では、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園法になりますけれども、この第3条第11項が同条第10項に繰り上げられたことに伴い、同条を引用している規定の整理を行うものでございます。

(2)第35条関係の特別利用保育の基準になります。特別利用保育とは、就学前の子に幼稚園を利用させたい方が、通える場所に幼稚園がないために特別に保育所の利用を認めるもので、この基準の第6条第2項の規定を適用する場合の読替規定の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

(3)第36条関係の特別利用教育の基準になります。特別利用教育とは、保育の必要がある子どもが、近くに保育所がないため特別に幼稚園の利用を認めるもので、こちらも先ほどと同様の理由により、所要の改正を行うものでございます。

3の施行期日につきましては、公布の日でございます。

以上でございます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第55号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

13番 鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

このことについては、今、説明がありましたが、新たに条例を定めると。2つ定めるといようなことが書かれてあります。提案書等々を読みますと、非常に分かりづらい。また、国の法律が変わったとか、ルールが変わったというようなことは記載されているわけでありましてけれども、今の説明の中では到底理解ができませんので、どのような法律が改正されて、どのような条例の改定をするのか、お伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは御説明をさせていただきます。

まず、改正の理由につきましては、先ほども御説明させていただきましたけれども、国の法律、通称マイナンバー法、こちらの別表第2という表があるんですけれども、これが廃止されたということでございます。この別表第2は何かということでございますけれども、これは法律で特定個人

情報の提供の制限を規定されておる表でございます。その内容を簡単に説明をさせていただきますと、通常、そのマイナンバー、特定個人情報につきましては、何人もその特定個人情報の提供をしてはならないというふうにされておりますが、その適用外のものを示した表でございます。この別表第2が今回の法律改正により廃止をされまして、政省令、国会を通さなくて、政省令で定められるように改正されたというところでございます。

そこで、その法律が変わったということございまして、関係する条例で、別表第2というふうな規定してあった条例の箇所を、適宜、今回改正をさせていただくというものでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

13番 鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

このマイナンバーに対しては、いまだ市民の中においても多くの人が不信感を持っているという中であります。そういう中で、国のほうとしては、私に言わせれば強行採決とまでは言いませんけれども、反対の意見等々がある中において改正をされてきているわけでありまして。こういうことについては、今この場で議論をしても非常に長くなるであろうというふうに思っております。

今も言われるように、適用外と、情報が他に漏れてはいけないという、そのことはもう承知をしておるわけでありましてけれども、適用外という言葉が使われているとなると、その外とは何かということが非常に問題になるかというふうに感ずるわけでありまして、ここで今、議論しても非常に長くなると思いますので、これは委員会付託をされると思いますので、委員会のほうにおいて徹底的に議論・討論をしていただき、また委員長報告等々においては質問をしたいと思いますので、しっかりと討論を、またいろんな形で議論していただくことを要望しておきます。

この中の説明にあったように、国の定める第何条、何条とか、また条例の何条、何条という、この内容がよく分からない限りこれについての議論が少しできませんので、また改めてお伺いをいたしますのでよろしくお願ひ、この件についてはこの程度の質問にしておきます。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第55号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議ありとありますので、起立によって採決をいたします。

議案第55号については、総務企画委員会に付託することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

起立多数であります。着席ください。したがって、議案第55号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

議案第56号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

12番 河村君。

○12番（河村志信君）

空き家問題ですけど、これは条例の改正ということで、条例に関する必要な部分がうたわれると思いますが、実は本巢市空家等対策協議会というものがございます、コロナの影響で一度も開催されなかったという状況がございます。私の任期も令和5年11月30日までということで切れるわけなんです、この危険空き家、これがこの条例にはうたわれていなくて、危険空き家というのは、当然、倒壊等の心配がある場合に協議会にかけて、議員であったり、行政の方であったり、それから警察も絡んで危険空き家の撤去を公的な資金、税金を使って壊すというような内容だと思います。

その辺とこの条例がどういうふうリンクするのか、その辺が非常に今後、空き家が多分、本巢市でもさらに増えていくという状況の中で、この空き家について、この条例等とその危険空き家の問題について、今回はその条例にうたわないのか、それともこれはもう当然危険空き家は危険空き家として今後捉えていくのか、ちょっとその辺を質問したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質疑につきまして、村澤総務部長に答弁を求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それではお答えをさせていただきます。

ただいま河村議員のほうから質問のありました危険空き家、通常、特定空家と言われておりますけれども、こちらにつきましては、もう今から数年前になりますけれども、この法律、通称空家特措法ですけれども、こちらのほうでもう既に規定がされております。それで、著しく不衛生であったり、著しく危険な空き家につきましては、先ほど御説明のありました協議会で諮って、そこで勧告なり命令をするというものでございます。

こういったものにつきましては、今のところ本巢市ではありませんが、条例ではうたっておりませんが、その上の法律で規定はされておるというものでございます。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（大西徳三郎君）

12番 河村君。

○12番（河村志信君）

特定空家は法律で規定されておるといふことで、条例とはまた別でちゃんと網がかけられているといふふうに理解します。

ただし、今回の条例の中にもあります、所有者等は周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないように空き家等の適切な管理に努めるとともに、市が実施するというような文面がございます。悪く考えれば、空き家を早急に個人が、所有者が対応するんじゃないで、壊せばお金がかかる、とって売るにはちょっと心情的に問題があるといふような形で、今後増える中で、やはりこの条例と並行して、やはり空き家対策は早め早めにやっていかないと、いつかは大きな社会問題、本巢市の負の遺産になりますので、その辺をお願いして私の質問は終わります。以上です。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第56号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第56号は総務企画委員会に付託することに決定いたしました。

議案第57号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第57号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第57号は総務企画委員会に付託することに決定いたしました。

議案第58号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第58号については、文教福祉委員会に付託し

たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第58号は文教福祉委員会に付託することに決定いたしました。

議案第59号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第59号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第59号は産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

議案第60号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第60号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第60号は文教福祉委員会に付託することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。10分ほど休憩して、11時15分から再開をいたします。

午前11時04分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、会議を再開いたします。

日程第11 議案第61号（上程・説明・質疑・委員会付託）

○議長（大西徳三郎君）

日程第11、議案第61号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第61号 指定管理者の指定についてでございます。

令和5年7月20日に供用開始したもとまるパークにおいて、公園利用者の利便性の向上、効率的な管理運営を行うため、指定管理者を新たに指定するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、産業建設部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第61号の補足説明を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

議案第61号 指定管理者の指定について、補足説明をさせていただきます。

議案のつづりにございます42ページをお開き願います。

1. 施設の名称は、もとまるパークでございます。

2の指定管理者の名称等は、株式会社チューキョーP&G・株式会社岐阜造園共同事業体で、代表法人株式会社チューキョーP&Gの所在地は、岐阜市西鶉二丁目35番地の2、構成法人株式会社岐阜造園の所在地は、岐阜市茜部菱野四丁目79番地の1でございます。

指定管理者につきましては、もとまるパークにおける公園利用者のサービスレベルにより一層の向上、利用者満足度の向上及びさらなるにぎわいの創出を図るため、公募設置管理制度（Park-PFI）及び指定管理者制度による民間事業者の公募を行い、本巣市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会における審査選定を経まして、公募設置等設置予定者及び指定管理者候補者として決定してきたところでございます。

3. 指定の期間は、令和6年4月1日から令和16年3月31日までの10年間となります。

補足説明は以上でございます。

○議長（大西徳三郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

1番 吉村君。

○1番（吉村知浩君）

もし市である公園を管理していこうと思うと、年間どのくらいの維持管理費がかかるかというこ

とって分かりますか、試算として。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問について。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

市のほうで算定ということでございますけれども、前回の全協のほうにも御報告させていただいたとおり、市のほうで試算しますと、大体4,000万ぐらいの管理料ということになっております。基本的には維持管理で2,000万程度、あとは人件費で2,000万程度という状況になっております。

○議長（大西徳三郎君）

いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

2番 高橋知子さん。

○2番（高橋知子君）

この指定管理者の指定についての議案は、補足の説明があまりにも少なく、これだけで委員会付託というふうになるのが、なってそちらで説明が出てくるのかもしれないですけども、もう少しこういった契約をされるのか、そういったものの説明はありませんか。

○議長（大西徳三郎君）

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

選考に至るまでの経緯ということであるかと思っておりますけれども、基本的に今回の議案のほうにつきましては、公募設置型及び指定管理ということで、前回は全員協議会のほうにも御説明させていただいたとおり、その公募の行い方について選考委員会等をお願いをさせていただいた後、今回も第一候補者ということで決まりましたので、こちらは審議いただくということで業者名のみ報告とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

12番 河村君。

○12番（河村志信君）

選考委員会の方が決められたというところだけしか私は情報を持っていないんですけど、過去の指定管理者につきまして、シダックス社が5年間やって、コロナ禍ということもあって結果的には厳しい内容だったかなど。現在、またヒマラヤさんとかチューキョーさんが道の駅とかキャンプパークをやっております。

私もそちらの選考委員は担当したことがあるんですけど、今でも疑問に思いますが、まず民間の企業活動というか、そういうのがどうもやっぱり行政の立場というか、行政の方の目が私はちょっと甘いかなと。もうちょっと民間の方の努力とか利益を出すという努力を厳しく追求すべきですし、それからプレゼンテーションの内容につきましても、先回もそうでしたが、資料は回収されてしまう。当然企業秘密があるからという理由ですけど、その中にいろいろたうわけですね、いい内容を。自主事業はこういうのをやりますとか、こういうので利益を上げます、このくらいの利益を見込みますというのが結局手元に残らない。結果、始まってみると、途中でそういうすり合わせというのを協議会、検討する会とかもあまり設けられていないような感じがします。

実は今回一般質問でそれをしようと思っておるんですけど、そういうふうで、より厳しい、市の財産、市民の財産を指定管理者に任せる以上、もうちょっと厳しい目を持ち、また選ぶに当たり、やっぱり慎重にというか、いろんな情報をもっと厳しくその指定管理に手を挙げられる企業さんをお願いしていくべきだと思うんですけど、その自主事業であるとか、それから途中の経過報告、それからそういう委員の方が入った中で、当初予定どおり進んでいるのかとか、あるものをやられていないとか、そういう考え方はお持ちなのかお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質疑について、高木部長に答弁を求めます。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

それは企業側が計画しているイベント等、これが適切に行われるかどうかということだろうと思います。

今回、こちらの指定管理者が行うときには、協定書、こちらを事業者と締結させていただきます。

その中に、実際イベントが行われるかどうかというような文言も含めながら協定書を締結するわけなんですけれども、今後事業の状況によって、やはり人気のある事業、人気のない事業等も出てくるかもしれません。

その辺り、今後その指定管理者とも協議を行いながら進めていくわけなんですけれども、基本的には協定書の中で適正に行うような内容で進めていきたいというふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

12番 河村議員。

○12番（河村志信君）

いま一度お願いとして、やはりより厳しく進捗状況を、市としても指定管理だから任せたというのも分かりますけど、当然市の持ち物です、市民の持ち物ですから、やはりそういう強い思いで今後進めていかないと、いや、任せたからもうノータッチですよというふうなちょっと雰囲気があるので、そこだけお願いして終わります。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

8番 澤村君。

○8番（澤村 均君）

1点だけ、前に指定管理で5年間もたなかったという問題が起きたことも踏まえて、この10年間の契約という根拠は何ですか。

○議長（大西徳三郎君）

担当部長に答弁を求めます。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

今回のこの10年という指定管理の期間でございますけれども、こちらは前回の6月1日の施行分ということで条例のほうを定めさせていただきまして、指定管理につきまして10年間という表記をさせていただいております。

また、この今回の事業につきまして、P a r k－P F I事業ということで民間側が建物を造って設置するというような事業でもございますので、やはり管理運営を目指すものとして、ある程度長期的な事業の必要があるかというふうに思っております。

基本的には20年という計画の中で設置ということもありましたけれども、本市につきましては10年間という条例のほうを定めさせていただいて、それ以内でやっていくというふうで、今回の提案のほうは10年で公募のほうをさせていただいたというところでございます。

[挙手する者あり]

○議長（大西徳三郎君）

8番 澤村君。

○8番（澤村 均君）

ということで、市側のリスクがかなり軽減されたというふうにとっておけばよろしいですかね、これは。

○議長（大西徳三郎君）

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

そうですね。市側のほうが、例えば5年で企業がやめられた場合には建物を撤去しなければならないということもございますので、やはりある程度の10年間の見通しが立てるといふような思いで妥当な期間だといふふうに思っております。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（大西徳三郎君）

13番 鏑本君。

○13番（鰐本規之君）

このことについては、そう安易に考えられる議案ではないというふうに思っております。

指定管理料等々についての説明もいまだなく、また内容について、どういうことをするのかという協定書の内容についての説明もいまだにない。また、先ほどの質問の中において、あの公園を管理するのに年間に幾ら程度の経費がかかるかということについては約4,000万と。まずその4,000万という価格についての基準となるものを示していただきたい。

それともう一点、同じような施設が本巢市にもあるわけであります。淡墨桜のあの公園全体が、あそこの中にも資料館等々もあるわけであります。また、舞台もあるわけであります。そういうものについて、年間に幾ら程度の予算が組まれているのか。

まずこの2点についての答弁をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

1点目について。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

先ほどの指定管理料の、こちらのほうが非常に基準が曖昧だというような御質問かと思っております。

こちらは指定管理料に係る管理運営費、こちらは市から払う費用になろうかと思っておりますけれども、こちらの事業とか、また相手がやる自主事業等もあるかと思えます。

基本的には市のほう、今現在もこの7月からオープンをさせていただいておるわけなんですけれども、まだ途中の段階ではありますけれども、やはり基本的に年間の管理料というものにつきましては大体約2,000万円弱というような思いでございます。

それを踏まえて、今後このPFI方式で建物を造って、物販販売等の事業も行っていく中におきましては、やはり人件費等も必要になっていきます。それを踏まえて、当初の予定としましては上限額を4,000万円ということで今回公募のほうをかけさせていただいているというような状況でございます。

○議長（大西徳三郎君）

2点目の淡墨公園というか淡墨桜の公園については、管理が教育委員会のほうでしておると思いますので、教育委員会の事務局長に答弁をお願いします。

瀬川局長。

○教育委員会事務局長（瀬川清泰君）

桜の公園と資料館の経費となりますんですけれども、すみません、ただいま手持ちにその数字は持ってございませんので、また調べさせていただいて御報告させてもらうということをお願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（大西徳三郎君）

13番 鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

私の記憶では、根尾の淡墨桜のところの公園等々の設備においては、年間に数千万というようなお金がかかっているようなことは記憶をしておりません。

また、維持管理費という形で芝の管理等々もきちんとされていると思うけれども、それとしかえれば当然本巢市の今のもとまるパークというところにおいては、木の数も、また芝生の面積も10分の1、100分の1以下であろうというぐらいの気持ちであるわけであります。

その中で維持管理費が2,000万というような途方もない金額を提示しておりますけれども、このことがもし、まだ議会で承認されているわけではありませぬので、この指定管理そのもののことについて議会で反対をされたとすれば、当然一年一年の経費をまた本巢市で予算計上していかなければいけないというふうに感ずるわけであります。そのときに、2,000万もの維持管理費が必要となるとするならば、これは一大問題であると感じるわけであります。

なぜなら、あの公園はまだ造って日も浅い、その中でいろんな維持管理費が必要となってくるとするならば、手抜き工事が行われたというふうに解釈するしかないわけであります。

芝生においても、今この庁舎の隣にありますところにも芝生があるわけでありますけれども、あの芝生も年に2度ぐらいしか手入れ、管理されていなくても市民の方から不平不満が出るようなことがないというわけであります。そういうことを鑑みれば、2,000万との維持管理費が必要になるということについては、非常に疑問を持つわけであります。

また、公園の設備等においても、市民の安心・安全をモットーとして設置されておるわけでありますので、そう簡単に壊れるものでもないし、事故がある等々ということは感じないわけでありませぬ。

また、この指定管理ということにおいては、あの公園を管理するわけであります。そうすれば、管理ということになれば、先ほどもあったようにイベント等が行われるわけであります。そのイベント等に行われる安全対策等々については、当然管理者の責任としてガードマンをどの程度やるのか、事故が起きたときにはどの程度の補償をするのかということについては、管理する人間が当然負うべきことであります。そういうものについての経費は当然かかるわけでありませぬけれども、イベント等々については無料でやるイベントもあるけれども、有料でやるイベントもあるわけでありませぬ。また、地域の中においては、また企業の中においては、その場所を借りて自分のところのイベントをやりたいということになれば、当然使用料等々をいただくことができるわけでありませぬ。そういうことになれば、いろいろな形であの施設を利用して収入を得ようと思えば幾らでも得られるわけでありませぬ。指定管理ということについては、過去において、赤字であった本巢市の色彩館等々、そういう問題があつて指定管理ということをやつたことがあるわけでありませぬけれども、このことについても大きな赤字があつたけれども、黒字のところも含めて指定管理という形で、それでもなおかつ赤字幅を補填してあげなければ維持管理ができないだろうということで一千万何百万という指定管理料を払つて指定管理をしてもらったという思いがあるわけだ。これは無理をお願い

しながら民間の知恵と力を借りて今まで以上に利益を得ていただきたい。そして赤字を少なくしていただきたいという思いから指定管理という形を取ったというふうに記憶をしておるわけでありませぬ。

今回のことにおいては、赤字でも何でもない。今でも土・日になれば、駐車場が満タンになるぐらい人が来ていただける。また、このことにおいて今予算の中においても、駐車場の整備をするという形で提案がなされている。とてもじゃないけれども、駐車場が狭いと、100台以上は必要であろうということで、市長さんも難儀をしながら、この本巢経済の財政の厳しい中においてもこれはやらなければいけないということで100台の土地の確保という形で提案をなされてきている。そのぐらいあのもとまるパークというものについては、入場者という形を取ってはいけないかもしれませんが、人気が非常にある施設であります。その施設において、どうして指定管理料が3,600万も要るのか。1日10万円というお金がどうして必要なのかということについては、非常に疑問を持つところであります。

また、そのことについて、行政のほうからその毎日毎日1万円ずつ要るんですよということについての説明が一切ないということについては、非常に不信感を持つわけでありませぬ。指定管理においては、やはり市の財政等々、無償でやるということであるとするならそれは大いに結構でありますけれども、指定管理料を1円でも払うということになれば、市民からいただいた大事な税金を使うわけでありませぬ。金もうけができるものに対して、また市から金もうけをさせるための手段としてこの指定管理をつくったとするなら、大きな問題になるかと思っておるわけでありませぬ。

この指定管理においては、応募者が非常に少なかったということでありませぬけれども、それは土地のある一部分に対しての造成、また店舗等々を造らなければいけないという一つの約束事がある。だから、力のない業者としてはそれに応募できなかつたという、非常に地域の、この本巢市の中の管理をしたかつたという人も、そのお金の工面ができかねるということで辞退をしたという経緯があるわけでありませぬ。

私から見ると、この3,600万、指定管理という形の3,600万、私がもし受けるとするなら、1人だけ管理者を置いて、あと芝生の管理、機械の点検等は多分その人一人でできると思う。たくさん払ってあげたとしても、年間に360万円の給料を払ってあげれば、シルバーの方でもできる程度のことではないかなあというふうに思っておるわけでありませぬ。

また、イベント等においては、それを適切に行うイベント会社というものもあります。当然今回の指定管理のメンバーの中においては、今回指定管理の候補者として今上がっている道の駅の管理をしているチューキョー何とかというところと、造園業をやっている会社、岐阜造園でしたかな、その人においても、イベントということについては素人の団体であります。

そういうことを鑑みたときに、その指定管理者がイベント等をまともに行おうとするなら、当然専門の業者であるイベント会社をお願いをすることになる。そうすればそれなりの手数料も要であろうと思うけれども、そういうことを鑑みたときに、3,600万の金が本当に正しいか否かということについては疑問に思うわけでありませぬ、もし私に任せてくれるとするなら、先ほども言った

ように、10分の1で楽にできるんじゃないかなあというふうに思っております。

イベントにおいても、無料でやらなければいけないという規約はないように聞いております。有料でもできるとすれば、あそこは一等地であります。また、朝市等々を行おうとすれば、多くの出店者が出店を求めてくるであろうと。今の時期であるとするなら、皆さん柿が売りたいので、あそこで売れるとするなら、皆さんが出店を求めるであろうと。そうなれば出店料をいただくこともできるということになれば、私から見れば、支出よりも収入のほうが非常に多い、有効な、本当に有意義な施設であると感じるわけでありまして、このことについて質問をしても的確な回答は得られるのかどうかよく分かりませんが、まず1点、先ほども言ったように、2,000万円の維持管理費があつた新しい公園に本当に必要なのか否かということについては、答弁は求めませんが、非常に不信感を持つわけでありまして、

また、委員会の中において指定管理がこのように決まったということでありまして、内容についての情報が一つも議員のほうに漏れてこなかったことについては非常に不審を思うわけでありまして。議員は議員として知り得たことは他に漏らしてはいけないということは、当然議員は誰しも知っておるわけでありまして、議員の中の考えは議員同士で話することについては、何ら問題はないことですので、そういうことについての情報、また指定管理者に対する条件等々について、議会のほうに対してあまり詳しく説明がなされなかったことについては、非常に不審に思うわけでありまして。

また、今回のことについても指定管理者の指定についてということで議会のほうに議案として出されたわけでありまして、このことについては慎重に審議をしていかなければいけないなあというふうに思っておるわけでありまして。

その中において、当然議長としては委員会付託という形を取るかと思うわけでありまして、付託されるのがどうも産業建設委員会ということになるとすれば、当然私はその委員長であります。

ですので、もし付託が許されるとするならば、全議員出席の下でこのことについては議論をしたいと思っております。そのぐらいこの案件については重要な案件であります。私の思いとしては、このことがもしよしとして行われれば、市民からの反発はいっぱいあるであろうと感じるわけでありまして。

何にしても指定管理料、またこれから行われるであろうイベント等々について、何一つ提示されていないことについて、賛同するわけにもいかないような思いがしておりますので、議員各位においては、このことについては、委員会付託を省略することについては反対の意思を表していただき、全員協議会等々、また全員でこのことについて討論、議論することについてお願いをしたいと思っております。

答弁はもうしても仕方がないと思っておりますので、これで終わらせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

今、鏝本議員から言われておるんですけど、委員会付託して委員会で十分やってもらって、その

結果をまた本会議で報告してもらって、またそこで全員で当然審議するわけですから、だから委員会付託というのは、私はその形でいいのではないかと考えております。

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

2番 高橋知子さん。

○2番（高橋知子君）

先ほど指定管理料の話が出ましたが、今回この議案で指定管理者を指定することによって、指定管理料はもう自動的に決まるんでしょうか。それとも、まだこれからまた別で指定管理料は決めるんですか。

○議長（大西徳三郎君）

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

指定管理料につきましては、今回業者のほうから提案があった指定管理料がございますけれども、この中につきましては、相手方としっかり調整・精査を行いながら決定していきたいというふうに思っております。

○議長（大西徳三郎君）

いいですか。

[挙手する者あり]

13番 鏝本君。

○13番（鏝本規之君）

先ほどの答弁の中に、協定書という言葉が出てきているんですね。当然、私はこういうことをしますよ、こういうことをしますよということで、何というの、自分がやったの。委員会のときにやる何というの。

[「プレゼンテーション」と呼ぶ者あり]

ああ、プレゼン。英語分からんから、ごめんね。

プレゼンのときの発表の中で、その発表でこれでよしとして決定をしたわけでありまして。そして今日、提案が出されたわけなんです。

その中においても、指定管理料においては3,600万という提示がなされている。そのことについていいか悪いかというのは今から議論するわけでありましてけれども、協定書の中でこのことはよしとするなら、今回のことでこの指定管理者はこれでよろしいですよというなら、これは自動的に3,600万のお金そのまま行くという形の協定書になっているかと思うわけでありまして。

もしなっていないとするなら、また別枠としてこの指定管理者に対する予算が当然組まれるわけでありまして、その中において、もし反対をしたとするなら、このことについての指定管理者は、それじゃあそのことについては約束が違うということで辞退する可能性もあるということでありまして。

ですので、そのことについては明確な答えを出してもらわないと、議会としての審議においてはまともな審議ができないわけであります。

当然予算が絡むことでありますので、今の答弁でいくと、3,600万の指定管理料を払うか否かということについては、また次の予算のときに出てくるという。それはそのときについて反対をしたときに、それじゃあ指定管理者が辞退するか否かということについても、きちんとした明確な判断ができるのか否か、そういう判断の中で今回提案をしてきたのかお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

今回の指定管理の選定につきましては、やはり指定管理料、こちらも以前の全協のほうにも御説明させていただいたとおり、基本的に市のほうとしては4,000万円程度の指定管理料がかかりますよということで当時御報告をさせていただいております。

これに伴いまして、今回プレゼンのほうがございまして、相手方からの指定管理料、このぐらいだったらできるよというような提案がございました。こちらにつきましては、基本的にはそれを上限としたような状況で、今話をしっかり進めていかなければいけないというふうに思っております。

その中におきまして、協定書等にもしっかり含めた形で相手方を選定するのが必要だというふうに思っております。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

〔「待て待て、質疑終わるな」と呼ぶ者あり〕

それなら3回目ということで、最後でお願いします。

○13番（鰐本規之君）

3回目、何回目、そんなこと関係ありません。

このことについては事前説明も何もなく、また指定管理料の4,000万というのはあくまでも提案であって、こういうふうに決定しましたよということは、さきの全協の中でも説明もない。その中において、今回この議案の中において上程されてきているわけであります。

それを議長としては、もう少し責任を持った議事運営をお願いすることを切に願っておきます。

3,600万という莫大なる金額であります。この中において、疑惑をもし持たれるとするなら、先ほども冒頭述べたように、普通で行えば1億円程度かかる事業費がその中に含まれているわけです。ある一部分を整備しなければいけない。そしてそこに建物も建てなければいけないという条件がつけてあること自体がまず一つ不審に思うわけであります。

その部分を市として管理料の中に含めますよということであらうとするなら、まずほかの人も指定管理者として応募ができたであらうと思うわけであります。

けれども、そのことが一言もうたっていないし、また議会のほうに対しても説明がなかったから、議員に対して、私も指定管理を受けたいんだけど、今の条件では少し受け難いといって断念せざるを得ないという人がいるわけであります。

ただ1億円というお金を即金ですと払える企業が、今、本巢市の中で指定管理が受けられるという可能性のある造園屋というのは、失礼かもしれませんが、いないだろうという中において断念をされたんだろうというふうに思っておるわけであります。

今回、この指定管理等々について、3,600万円の指定管理料が出るんですよと。そういうことを、これは提案として出されておりますので、といった場合において、やろうとした、思っていた人たちが、おい、そんなに出るもんなら、わしらがやりたかったんですよというふうに訴えも来ていることも事実であります。

ですので、このことについてはもう少し慎重に審議をしていただいて、議長においても何が問題であるのか、またどういう質問がされているのか、何をもってこのことについて質問が多いのかということをよく鑑みて、そして議事進行を行っていただきたいと思っております。

また、付託案件においては、委員長報告に対しての質疑ということになっておりますので、委員長報告に対しての質疑応答ということになれば、そんなに多くの質問ができるわけではありませんし、委員会の中で質問されたこと以外はなかなか答えることができませんので、よく審議していただくというような軽々な発言は議長として慎んでいただきたいという思いがしておるわけであります。執行部に対して質疑ができるのは、今日この場しかないわけであります。そういうことにおいて3回だとか2回だとかということではなく、また議員各位においてもこのことについては、もう少し慎重によく判断をしていただきたい。

だから、委員会付託を省略することに不賛成という形を取っていただいて、議員各位が思っていることを全て執行部に対して質問のできるような形を取りたいと思っておりますので、委員会付託の省略については、不同意とすることを改めてお願いしておきます。終わり。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

今、鏝本議員が言われたことを十分に鑑みてやっていきたいと思っております。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第61号については、産業建設委員会に付託したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありますので、起立によって採決をいたします。

議案第61号については、産業建設委員会に付託することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

賛成多数です。着席ください。したがって、議案第61号は産業建設委員会に付託することに決定されました。

12時近いわけですが、もう少しちょっと補正予算までを審議したいと思いますので、よろしくをお願いします。

日程第12 議案第62号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第12、議案第62号 物品売買契約の締結について（新庁舎ネットワーク機器一式）を議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第62号 物品売買契約の締結について（新庁舎ネットワーク機器一式）でございます。

新庁舎ネットワーク機器一式の購入について売買契約を締結するに当たり、本県市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては総務部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

12時を回りましたけど、しばらく会議を続けます。

議案第62号の補足説明を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、議案第62号 物品売買契約の締結について（新庁舎ネットワーク機器一式）の補足説明をさせていただきます。

お手数ですが、議案書の43ページをお開き願います。

新庁舎ネットワーク機器一式の購入につきましては、本年11月8日に入札を執行し、11月9日に中央電子光学株式会社代表取締役 日比泰雅氏と仮契約を締結したところでございます。

なお、仮契約書につきましては、議案の概要のつづりの82ページ、こちらのほうに写しをつけさせていただいております。

初めに物品名でございますが、新庁舎ネットワーク機器一式でございます。物品の内訳は、庁内LANサーバー機器一式、LGWANサーバー機器一式、中間サーバー接続機器一式、住民基本情報系端末80台（デスクトップ57台、ノート23台）でございます。それから、証明発行用のプリンター22台となります。

次に、納入場所でございますが、早野地内の新庁舎でございます。

契約方法でございますが、指名競争入札でございます。

議案の概要の84ページのほうに入札執行一覧表がございます。13者を指名し、2者が辞退、1者が欠席しましたので、10者により入札を執行したところでございます。

次に、履行期限でございますが、令和6年8月30日としております。

次に、契約金額でございますが、消費税及び地方消費税を含みまして1億3,915万円でございます。

以上、議案第62号の補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第62号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第62号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第62号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、議案第62号 物品売買契約の締結については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第13 議案第63号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第13、議案第63号 土地の処分について（温井地区企業用地）を議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第63号 土地の処分について（温井地区企業用地）でございます。

産業振興及び雇用の確保を図るため、造成した温井地区企業用地を売却するに当たり、本巢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては総務部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第63号の補足説明を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、議案第63号 土地の処分について（温井地区企業用地）につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案のつづりの44ページをお開き願います。

今回の土地処分に関する経緯につきましては、先ほど全員協議会で説明させていただいたとおりでございます。

今回処分する土地の所在は、本巢市温井字新田205番1ほか9筆でございます。

面積につきましては9,403.99平米でございます。

地目につきましては宅地で、売却額につきましては1億9,887万7,077円でございます。

売却方法につきましては随意契約でございます。

売却の相手方は、岐阜市加納桜田町一丁目1番地、アピ株式会社代表取締役社長 野々垣孝彦氏でございます。

所在地別の地目及び面積につきましては、45ページをお願いいたします。

記載のとおり、全部で10筆ございまして、全て宅地となっており、面積はそれぞれ記載のとおりとなっております。

お手数ですが、議案の概要の86ページを御覧いただければと思います。

こちらは、売却箇所の位置図となっております。

次の87ページをお願いいたします。

該当土地の平面図でございますが、網かけしてあるところが今回売却する土地でございます。

以上、議案第63号の補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

13番 鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

今の説明、私は坪単価で説明してもらったほうがよく分かるんですが、売買価格としては坪単価

当たり幾ら程度になるのかお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

答弁を村澤部長に求めます。

○総務部長（村澤 勲君）

すみません、お待たせしました。

坪単価につきましては、6万9,789円でございます。以上です。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑は。

〔挙手する者あり〕

13番 鏑本規之君。

○13番（鏑本規之君）

坪単価当たり約7万円弱ということにおいては、非常にびっくりしておるわけであります。何をびっくりしているかということ、非常に安い価格ということでびっくりをしておるわけであります。

このことについては、あの地域、不動産会社等々、また開発会社等々から得ている情報をいただくと、8万円を切るようなことは間違ってもないというようなことであります。これにとっては、非常に市長さんが常々言っているオーダーメイド型という形の制度を使ったことが功を奏したのかなあというふうに思うわけであります。

また、このことについては非常にいい成功例かなあというふうに思っております。

今までの報告事項等々においても、埋め戻しというのか埋立てに使う材料においても、県また国が難儀をしている残土を入れることができたということで、県・国からも大きく感謝をされていることであります。

また、企業においても、本来であるならあの地域であるなら9万円を切ることはないだろうというぐらいの価格のところ7万円ですに入ったということについては、企業にとっても設備投資等々に回せることにおいて非常に有意義であったらうと思ひますし、またこの本巢市にとっても大きな企業が進出してくれることにおいて雇用が始まり、また地域の活性化につながると大いに期待ができるわけでありまして、三方一両得という形で今回締結がなされるということにおいては、議員として非常に敬意を表するわけであります。

そういう中において、今後この企業、売却することについての企業との約束等々について、また大きく発展する企業について、またこれからこういう事業においては、市長はじめ執行部の方たちの努力によってまだまだこれからオーダーメイド型の土地開発を進めていかなければいけないことを鑑みれば、三方一両損にならないように、三方一両得になるようなことをしていただきたいと思っております。

このことにおいては、非常に今回のことについてはいいことだと思いますので、反対とか賛成は別として、感心する次第であります。終わります。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑は。

[挙手する者あり]

1番 吉村君。

○1番（吉村知浩君）

売買価格については記載のとおり確認したんですけど、売買条件がもしあれば、例えば税金の免税とかという契約条件があれば教えてください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質疑について。

村澤総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

指名競争入札で行っております、特にその条件というのはございません。以上です。

ごめんなさい。すみません、随意契約で行っております、特にこれといった条件というのはございませんが、協定ですね、平成30年にアピ株式会社との間で工場建設に伴う覚書を締結しております、温井地内の市道敷地等を含む約2万9,400平米、こちらを事業用地として市において造成した上で企業に譲渡しますよというこの覚書、これに基づいて今回執行させていただいたというものでございます。以上です。

○議長（大西徳三郎君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第63号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第63号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。お座りください。したがって、議案第63号 土地の処分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第14 議案第64号（上程・説明・質疑・委員会付託）

○議長（大西徳三郎君）

日程第14、議案第64号 市道路線の認定についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第64号 市道路線の認定についてでございます。

都市計画道路長良糸貫線の整備に伴い、旧道処理の対象となる一般県道屋井黒野線及び民間開発により市に寄附される道路について、市道路線に認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては産業建設部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第64号の補足説明を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、議案第64号 市道路線の認定について、補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要の88ページ、認定する路線説明を御覧ください。

認定番号1の市道糸貫1295号線は、岐阜県において都市計画道路長良糸貫線の整備を進めるに当たり、次に90ページの認定する路線を御覧ください。一般県道屋井黒野線の三橋字木船67番地先から北野字村東108番1地先までの区間について、岐阜県旧道処理要綱第6条の規定により、市道として新たに路線の認定をお願いするものでございます。

なお、一般県道屋井黒野線は、都市計画道路長良糸貫線の工事が完了し、かつ旧道処理計画に基づく整備事項が完了された後、市道への移管となりますので、工事完了までの間はこれまでどおり岐阜県において管理がなされます。

次に、議案の概要の88ページにお戻りください。

認定番号2の市道糸貫4240号線及び認定番号3の市道糸貫4241号線、また認定番号4の市道糸貫4242号線、認定番号5の市道真正3426号線は、民間開発により整備された路線になります。

恐れ入りますが、認定する路線の92ページから94ページを御覧ください。

まず認定番号2の市道糸貫4240号線及び認定番号3の市道糸貫4241号線、認定番号4の市道糸貫4242号線は、春近字ひばり町地内で18区画の専用住宅分譲に伴い都市計画法による開発によって整備された道路で、同法の規定により開発の許可の内容に適合しており、認定する路線図のとおり認定をお願いするものでございます。

次に、認定する路線の95ページを御覧ください。

認定番号5の市道真正3426号線は、上真桑字安藤分地内で8区画の専用住宅分譲に伴い市土地開発事業の調整に係る規則による土地開発事業によって整備された道路で、建築基準法の規定により道路の位置の指定を受けており、認定する路線図のとおり新たに路線の認定をお願いするものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（大西徳三郎君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第64号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第64号は産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。1時間休憩をしたいと思います。午後1時20分から再開をいたします。

午後0時20分 休憩

午後1時20分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、会議を再開いたします。

日程第15 議案第65号から日程第20 議案第70号まで（上程・説明・委員会付託省略）

○議長（大西徳三郎君）

日程第15、議案第65号 令和5年度本巢市一般会計補正予算（第5号）についてから日程第20、議案第70号 令和5年度本巢市下水道事業会計補正予算（第1号）についてまでを一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第65号 令和5年度本巢市一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,548万円を追加するものでございます。

歳入の主なものといたしましては、こども政策推進事業費補助金、地域スポーツクラブ活動体制

整備事業委託金及び脱炭素化推進事業債等の新規計上、また子どものための教育・保育給付費負担金、子育てのための施設等利用給付交付金及びふるさととす応援寄附金等の増額、並びに元気な農業産地構造改革支援事業費補助金、公共施設等整備基金繰入金の減額でございます。

歳出の主なものといたしましては、ふるさととす応援寄附金の増額見込みに伴うワンストップ特例オンライン申請システム利用料、健康増進を目的とした寄附に伴う保健指導用備品等の新規計上、人事院勧告等に伴う人件費、ふるさととす応援寄附金の増額見込みに伴う消耗品費、役務費等及び水道事業会計補助金並びにもとまるパーク駐車場拡張に伴う測量調査設計等委託料等の増額、前回の補正予算以後に生じた人件費及び担い手の育成強化等のための機械等の導入に対する補助事業費及び補助対象者の変更に伴う元気な農業産地構造改革支援事業費補助金の減額でございます。

また、もとまるパーク駐車場整備事業について、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

次に、議案第66号 令和5年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万6,000円を追加するものでございます。

歳入といたしましては、制度改正に伴う産前産後保険税繰入金の新規計上、給与改定等に伴う職員給与費等繰入金の増額及び出産時の保険税負担軽減措置の施行に伴う医療給付費分現年課税分等の減額でございます。

また、歳出といたしましては、制度改正に伴うシステム改修委託料の新規計上、給与改定等に伴う給与費の増額、それに伴う予備費の減額でございます。

施設勘定につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万1,000円を追加するものでございます。

歳入といたしましては、給与改定等に伴う一般会計繰入金の増額でございます。

また、歳出といたしましては、給与改定等に伴う給料等の増額及び共済費の減額でございます。

次に、議案第67号 令和5年度本巢市企業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

浅木地区企業用地造成事業について、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

次に、議案第68号 令和5年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

内容といたしましては、給与改定等に伴う給与の増額及び手当等の減額、利率見直し方式で借入れた市債の利率見直しに伴う償還利子の増額並びに償還元金の減額でございまして、歳入歳出総額の増減はございません。

次に、議案第69号 令和5年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

収益的収入、収益的支出につきましては、それぞれ2,000万円を追加するものでございます。

収益的収入といたしましては、一般会計補助金の増額でございます。

収益的支出といたしましては、本管等漏水緊急修繕の増加に伴う修繕費及び利率見直し方式で借り入れた企業債の利率見直しに伴う支払利息の増額、人事異動等に伴う給料等の減額でございます。

また、資本的支出につきまして75万8,000円を減額するもので、利率見直し方式で借り入れた企業債の利率見直しに伴う企業債償還金の減額でございます。

次に、議案第70号 令和5年度本巢市下水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

収益的支出といたしましては、利率見直し方式で借り入れた企業債の利率見直しに伴う支払利息の増額、人事異動等に伴う給料等の減額でございます。歳入歳出総額の増減はございません。

また、資本的支出につきまして11万2,000円を減額するもので、利率見直し方式で借り入れ、企業債の利率見直しに伴う建設企業債元金償還金の減額でございます。

以上、詳細につきまして、議案第65号は副市長から、議案第66号は市民環境部長から、議案第67号は産業建設部長から、また議案第68号から第70号は上下水道部長からそれぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第65号の補足説明を久富副市長に求めます。

副市長。

○副市長（久富和浩君）

それでは、議案第65号 令和5年度本巢市一般会計補正予算（第5号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案のつづりの47ページの次でございます一般会計補正予算書（第5号）の1ページをお開き願います。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,548万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ233億7,558万9,000円とするものでございます。

次に、5ページをお開き願います。

第2表といたしまして、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

設定をお願いする事項といたしましては、今年7月に開園いたしましたもとまるパークは多くの皆様に御利用いただいておりますが、特に週末などは想定を上回る来場者で、隣接する道路では渋滞の発生や路上駐車による交通事故の危険性が危惧されることから、もとまるパーク駐車場の拡張のための測量及び詳細設計業務の関連費用を今議会で上程させていただき、議決後直ちに着手する予定ですが、年度内の業務が見込めないため、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

続きまして、6ページを御覧願います。

第3表といたしまして、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

追加をお願いする事項といたしましては、令和6年度の保育士等派遣事業でございます。

保育士や幼稚園教諭につきましては、その人材確保に努めているところでございますが、正規職員や会計年度任用職員としての雇用が非常に困難な状況が続いておりますことから、人材派遣業者

との派遣委託契約により早期に新年度の保育士等を確保することを目的といたしまして、本年12月以降に派遣契約を締結するため、限度額4,800万円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、7ページを御覧願います。

第4表といたしまして、地方債の補正をお願いするものでございます。

脱炭素化推進事業債につきましては、新庁舎が国の地球温暖化対策計画のZ E B、いわゆるネット・ゼロ・エネルギー・ビルの基準に適合しているため、庁舎整備事業におきます対象設備の整備に対する4億3,930万円の新規計上をお願いするものでございます。

なお、脱炭素化推進事業債につきましては、令和5年度に脱炭素化のための地方単独事業を対象として創設され、起債の充当率は90%、交付税算入率が50%でございます。

これよりは歳入歳出補正予算の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案の概要のつづりの95ページの次でございます令和5年度12月補正予算の概要の1ページを御覧願います。

歳入でございますが、一番上の国庫負担金と3段目の県負担金に同じ名称の負担金がそれぞれ計上されておりますので、併せて御覧いただければと思います。

まず、子どものための教育・保育給付費負担金につきましては、広域入所利用者園児数の増加に伴い、増加となる保育実施委託料に対する負担金の国273万1,000円、県196万8,000円の増額でございます。

その下、子育てのための施設等利用給付交付金につきましては、認可外保育施設及び幼稚園の預かり保育利用者の増加により、子育てのための施設等利用負担金に対する交付金の国69万7,000円、県34万8,000円の増額でございます。

その下、産前産後保険税負担金につきましては、出産する国民健康保険の保険者の産前産後の期間における保険税免除制度創設に伴う国保税減収に対する負担金の国3万円、県1万5,000円の新規計上でございます。

その下、子どものための教育・保育給付費負担金につきましては、公定価格の見直しにより増加となる保育実施委託料に対する負担金の国5万7,000円、県2万8,000円の増額でございます。

その下、子育てのための施設等利用給付交付金につきましては、子ども・子育て支援新制度に未移行の私立幼稚園利用者の増加により、子育てのための施設等利用負担金に対する交付金、国183万円、県91万5,000円の増額でございます。

その1つ下の段、国庫補助金の地域生活支援事業費補助金86万9,000円につきましては、障害福祉サービス等報酬の改定に伴い必要となります事業費に対する補助金の増額でございます。

その下、こども政策推進事業費補助金133万円につきましては、こども計画策定の基礎調査費に対する補助金の新規計上でございます。

次に、下から2段目、県補助金の元気な農業産地構造改革支援事業費補助金386万7,000円につきましては、担い手の育成強化のための機械等の導入に対する補助事業費及び補助対象者の変更に伴

う補助金の減額でございます。

その1つ下の段、県委託金の地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託金811万4,000円につきましては、運動部の部活動地域移行に要する事業費に対する委託金の新規計上でございます。

その下、文化部活動改革事業委託金52万5,000円につきましては、文化部の部活動地域移行に要する事業費に対する委託金の新規計上でございます。

2ページを御覧願います。

一番上、寄附金のふるさととす応援寄附金2億5,000万円につきましては、ふるさととす応援寄附金の増額見込みに伴う寄附金の増額でございます。

その下、保健衛生費寄附金70万5,000円につきましては、本市と健康増進に関する連携協定を締結しております明治安田生命保険相互会社が地域住民の暮らしや健康を豊かにする取組を行っており、地元の元気プロジェクトとして寄附をいただきましたことから新規計上するものでございます。

その1つ下の段、繰入金の財政調整基金繰入金1億1,500万円につきましては財源調整により、その下、公共施設等整備基金繰入金4億4,000万円につきましては、庁舎整備事業に対する市債、脱炭素化推進事業債の充実に伴う繰入金の減額でございます。

その下の段、諸収入のもとす広域連合介護保険負担金精算金4,488万円につきましては、過年度のもとす広域連合介護保険負担金の精算に伴う新規計上でございます。

その下、農地中間管理機構集積協力金交付事業補助金返還金5,000円につきましては、対象農地を一部解約したことに伴う返還金の新規計上でございます。

その下の段、市債4億3,930万円につきましては、地方債の補正のところで御説明申し上げましたので、省略をさせていただきます。

次に3ページを御覧願います。

歳出でございますが、今年8月の人事院勧告に伴います本市の人件費といたしまして、初任給及び若年層に重点を置いた給料月額並びに期末手当の引上げに係る議会費をはじめ各費目における一般職員の給料、期末勤勉手当、時間外勤務手当、職員共済組合負担金及び職員退職手当組合負担金に加えまして、議会議員及び特別職に係る期末手当の増額をお願いするものでございます。

このほか、本年6月の補正予算以降、育児休業などにより変更となりました各費目におけるそれぞれの手当のほか、岐阜県市町村退職手当組合の負担金率の変更に伴う減額でございます。今回の人事院勧告に伴う補正額の合計は3,166万8,000円の増額、育児休業などによる手当等の減額が371万8,000円、岐阜県市町村退職手当組合の負担金率の変更による減額が1,684万6,000円でございます。合わせて1,110万4,000円の増額でございます。

それでは、歳出の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

3ページの中段、総務費の企画費1億5,000万円につきましては、ふるさととす応援寄附金の増額見込みに伴う返礼品などの消耗品費等の増額でございます。

その下、民生費の障害者福祉費173万8,000円につきましては、障害福祉サービス等報酬の改定に伴いますシステム改修委託料の増額でございます。

その下、真正すこやかセンター管理費66万6,000円につきましては、真正すこやかセンター及び真正老人福祉センター第2駐車場の土地賃貸借契約解除に伴う工事請負費の増額と看板設置委託料の新規計上でございます。

その下、児童福祉総務費653万2,000円につきましては、広域入所利用者数の増等に伴う保育実施委託料及び市外幼稚園の預かり保育及び認可外保育施設利用者の増に伴う子育てのための施設等利用負担金の増額でございます。

次に、4ページを御覧願います。

中段の衛生費の保健衛生総務費48万6,000円につきましては、健康増進を目的とした寄附に伴う保健指導用備品の新規計上でございます。

衛生費の一番下、上水道費2,000万円につきましては、本管等漏水緊急修繕の増加に伴う水道事業会計補助金の増額でございます。

その下、農林水産業費の農業振興費380万4,000円につきましては、担い手の育成強化のための機械等の導入に対する補助事業費及び補助対象者の変更に伴う元気な農業産地構造改革支援事業費補助金の減額でございます。

次に、5ページを御覧願います。

上段の土木費の公園費703万3,000円につきましては、もとまるパーク駐車場拡張に伴う測量調査設計等委託料の増額でございます。

その下、教育費の幼稚園管理費379万円につきましては、公定価格の見直しに伴う保育実施委託料及び子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園利用者の増に伴う子育てのための施設等利用負担金の増額でございます。

下から4段目、諸支出金の諸費5,000円につきましては、農地中間管理機構集積協力金交付事業に係る対象農地を一部解約したことに伴う返還金等の増額でございます。

一番下の予備費につきましては、財源調整により44万7,000円の減額をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第66号の補足説明を青木市民環境部長に求めます。

青木部長。

○市民環境部長（青木竜治君）

それでは、議案第66号 令和5年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明させていただきます。

補正予算書につきましては、議案書のつづり、一般会計補正予算（第5号）の次でございます。

1ページ目を御覧ください。

第1条でございますが、事業勘定につきましては、歳入歳出予算総額、歳入歳出それぞれ35万6,000円を追加いたしまして、総額、歳入歳出それぞれ34億4,200万8,000円とするものでございま

す。

施設勘定につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万1,000円を追加いたしまして、総額、歳入歳出それぞれ2億5,922万1,000円とするものでございます。

それでは、詳細につきまして事項別明細書にて説明させていただきますので、6ページを御覧ください。

初めに、事業勘定でございます。

歳入でございますが、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税マイナス6万1,000円につきましては、産前産後期間の保険税免除措置の施行に伴い、医療給付費分現年課税分及び後期高齢者支援金分現年課税分の減額によるものでございます。

次に、6款1項1目の一般会計繰入金41万7,000円につきましては、人件費の増額及び新たに創設された産前産後期間における保険税免除制度に伴う保険税の減額分に対する繰入れでございます。

次に、歳出でございます。

7ページを御覧ください。

1款1項1目一般管理費につきましては、今年度人事院勧告等に伴う給料、職員手当等の増額及び共済費の減額を差し引いた35万6,000円を増額するものでございます。

次に、1款2項1目賦課徴収費242万6,000円につきましては、産前産後期間の保険税免除措置の施行に伴うシステム改修費でございます。この改修費の財源につきましては、令和6年度の特別調整交付金で措置される予定でございます。

なお、7款1項1目の予備費につきましては、財源調整により242万6,000円を減額させていただくものでございます。

続きまして、施設勘定でございます。

15ページを御覧ください。

初めに、歳入でございますが、6款1項1目の一般会計繰入金につきましては、人件費の増額によるものでございます。

次に、歳出でございます。

16ページを御覧ください。

1款1項1目の一般管理費につきましては、今年度の人事院勧告等に伴う給料、職員手当等の増額及び共済費の減額を差引きし、22万1,000円を増額するものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第67号の補足説明を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

議案第67号 令和5年度本巢市企業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について、補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案のつづりにございます令和5年度企業用地造成事業特別会計補正予算書（第1号）の2ページをお開き願います。

第1表といたしまして、1億4,617万3,000円を限度額といたしまして繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

浅木地区企業用地造成事業につきましては、開発許可を得るために関係機関との協議及び企業との詳細設計に伴う調整に不測の日数を要したため、年度内の完成が見込めないことから、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第68号から議案第70号の補足説明を谷口上下水道部長に求めます。

谷口部長。

○上下水道部長（谷口博文君）

それでは、議案第68号 令和5年度本巣市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、補正予算書の1ページをお開き願います。

今回の補正予算につきましては、企業会計等に伴う給料、職員手当等、共済費及び利率見直し方式で借りました市債の利率見直しに伴う補正でございます。

予算の総額は増減なしで変更ございません。

4ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款1項1目一般管理費27万4,000円の減額につきましては、給与改定及び職員手当変更等によるもので、2節給料で3万6,000円の増額、3節職員手当等で15万4,000円の減額、4節共済費で15万6,000円の減額でございます。

2款1項公債費、1目元金13万1,000円の減額、2目利子28万1,000円の増額につきましては、利率見直し方式で借りました市債の利率見直しに伴い補正するものでございます。

3款1項1目予備費12万4,000円の増額につきましては、財源調整によるものでございます。

以上、農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明でございます。

次に、議案第69号 令和5年度本巣市水道事業会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第2条の収益的収入及び支出につきましては、予算の総額にそれぞれ2,000万円を追加し、収益的収入につきましては8億8,700万円、収益的支出につきましては8億7,600万円とするものでございます。

第3条、資本的支出につきましては、予算の総額から75万8,000円を減額し、7億2,798万3,000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。

実施計画書にて御説明させていただきます。

収益的収入及び支出でございますが、収入の1款2項2目他会計補助金2,000万円の増額につきましては、旧配水管の漏水に伴う緊急修繕工事の実施により修繕費の予算が不足するため増額をお願いするものでございます。

支出でございますが、1款1項2目配水及び給水費2,300万円の増額につきましては、先ほど述べさせていただきましたとおり、旧配水管の漏水に伴う緊急修繕工事の実施により修繕費の予算が不足することによる増額でございます。

5目総係費367万7,000円の減額につきましては、人事異動及び給与改定に伴う給料、手当、法定福利費の補正でございます。

2項1目支払利息72万8,000円の増額につきましては、利率見直し方式で借りました企業債の利率見直しに伴うものでございます。

4項1目予備費5万1,000円の減額につきましては、財源調整によるものでございます。

続きまして、資本的支出でございますが、1款2項1目企業債償還金75万8,000円の減額につきましては、利率見直し方式で借りました企業債の利率見直しに伴うものでございます。

以上、水道事業会計補正予算（第1号）の補足説明でございます。

続きまして、議案第70号 令和5年度本巣市下水道事業会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第2条の収益的支出の総額につきましては、変更ございません。

第3条、資本的支出につきましては、予算の総額から11万2,000円を減額し、1億7,172万4,000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。

実施計画書にて御説明させていただきます。

収益的支出でございますが、1款1項3目総係費60万1,000円の減額につきましては、人事異動及び給与改定に伴う給料、手当、法定福利費の補正でございます。

2項1目支払利息23万8,000円の増額につきましては、利率見直し方式で借入れた企業債の利率見直しに伴うものでございます。

4項1目予備費36万3,000円の増額につきましては、財源調整によるものでございます。

続きまして、資本的支出でございますが、1款2項1目建設企業債元金償還金11万2,000円の減額につきましては、利率見直し方式で借りました企業債の利率見直しに伴うものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第65号を議題といたします。

お諮りします。議案第65号については、委員会付託を省略し、総務企画委員会の所管に属する

予算については総務企画委員会、文教福祉委員会の所管に属する予算については文教福祉委員会、産業建設委員会の所管に属する予算については産業建設委員会、以上のとおりそれぞれ所管の委員会において協議を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第65号は委員会付託を省略し、それぞれ所管する委員会において協議することに決定いたしました。

議案第66号を議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第66号については、委員会付託を省略し、文教福祉委員会において協議を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第66号は委員会付託を省略し、文教福祉委員会において協議することに決定いたしました。

議案第67号を議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第67号については、委員会付託を省略し、産業建設委員会において協議を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第67号は委員会付託を省略し、産業建設委員会において協議することに決定いたしました。

議案第68号を議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第68号については、委員会付託を省略し、産業建設委員会において協議を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第68号は委員会付託を省略し、産業建設委員会において協議することに決定いたしました。

議案第69号を議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第69号については、委員会付託を省略し、産業建設委員会において協議を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第69号は委員会付託を省略し、産業建設委員会において協議することに決定いたしました。

議案第70号を議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第70号については、委員会付託を省略し、産業建設委員会において協議を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第70号は委員会付託を省略し、産業建設委員会におい

て協議することに決定いたしました。

日程第21 議員派遣について

○議長（大西徳三郎君）

それでは、日程第21、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付したとおり、会議規則第162条の規定により議員を派遣したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

散会の宣告

○議長（大西徳三郎君）

以上で本日の日程は全て終了しました。

12月7日木曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後1時56分 散会